

# 文字整備作業の概要

## 文字の同定作業等

■ 個人には複数の戸籍が複数の市区町村に存在するため、これらの戸籍情報を連携させた上でマイナンバーを紐付ける必要



■ 字形（デザイン）の異なる文字につき、同じ文字と異なる文字を峻別

■ 字形を同一化できるものは同一化



■ 同定した文字について文字コードを統一化



今後の戸籍の正本の文字の取扱い

**【甲案】**  
文字の同定基準を確定・公表し、戸籍に記録し、その表示に用いる文字の範囲について、制限するものとする。

**【乙案】**  
現に記載されている文字については、特段の措置はしない。

## 婚姻によって本籍地を移した幸田花子さんの例（A市からB市へ）

日本籍地（婚姻前）

**A市**

幸田花子さん

長い

AA01



届け出た文字

新本籍地（婚姻後）

**B市**

短い

BB01

システム上は  
違う文字と判断  
されてしまう！！

(字形)

A市の登録文字

B市の登録文字

①文字の同定

(文字コード)

A市  
AA01

B市  
BB01

②文字コードの統一化

作業結果



5E78

IPAの文字コードを予定